

〔様式第3号〕

宅内マンホールポンプ施設設置確認書

低宅地に係る宅内マンホールポンプ施設設置については、設置可能な条件となる次の事項について内容を確認しました。

- 1 宅内マンホールポンプ施設によらなければ汚水を排除することができない建築物等が現に存在し、又は具体的な建築計画があること。ただし、地下構造物からの汚水排除でないこと。
- 2 宅内マンホールポンプ施設の設置工事が実施可能であること。
 - (1) タンクの大きさは、概ね直径 1.0m深さ 1.5mの円柱形状であるため、設置のためには概ね 2.0m×2.0mの空地があり、設置場所までタンクの運搬が可能であること。
 - (2) 宅内マンホールポンプを作動させるための、電気設備の設置が可能であること。
 - (3) 建築物内部へ異常時の 通報装置（警報装置）の設置が可能であること。
- 3 他人の土地にタンク、圧送管及び電気設備等を設置しなければならないときは、当該土地の所有者の承諾を得ていること。
- 4 宅内マンホールポンプ施設の設置場所は、可能な限り公道に近接させること。
- 5 宅内マンホールポンプ施設の土地の使用に係る費用は無償とすること。
- 6 宅内マンホールポンプ施設の設置工事が完了後、直ちに排水設備工事を実施すること。
- 7 宅内マンホールポンプ施設の利用者は、日常の運転確認を行い、異常等を発見した場合は市へ連絡すること。
- 8 設置後の改築や撤去等は福山市上下水道事業管理者の許可を得ること。
- 9 宅内マンホールポンプ施設の設置に際し、利害関係者間の紛争が生じた場合、当事者の責任において解決すること。

申請者

住所

名前

印